

大
公売公告兼見積価額の公告

塩谷町告示第 62 号
令和 7 年 10 月 15 日

塩谷町長 見形 和久



下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

記

公売財産の種類	不動産		
公売財産、公売保証金及び見積価格	別紙のとおり		
公売方法	期間入札（別紙に記載する「売却区分番号」ごとに売却する。）		
公売保証金提供期間	令和 7 年10月17日	から	令和 7 年11月7日 まで
入札期間	令和 7 年10月24日	から	令和 7 年11月7日 まで 【期間内必着】
公売場所	塩谷町役場 税務課（定められた様式による入札に限る）		
開札日時	令和 7 年11月12日 午前10時00分	開札場所	塩谷町役場 1 階 会議室C
最高価格申込者決定日時	令和 7 年11月12日 午前10時10分	最高価申込者決定場所	塩谷町役場 1 階 会議室C
売却決定日時	令和 7 年11月26日 午前10時00分	売却決定場所	塩谷町役場 税務課
代金納付期間	令和 7 年11月26日 午後2時30分		
買請人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条に規定する者、又は同法第108条第1項の規定に該当する者の買受入札禁止 国税徴収法第99条の2に規定する暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出		

その他

- この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に違反する者、第108条第1項規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することができません。「滞納発生」と深い因果関係を持つ者とその者から入札参加の依頼を受けた者についても、同様となります。
- 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価格申込者等の決定を取り消します。
- 公売保証金の提供を要する公売財産については、その提供後でなければ、入札に参加することができません。
- 所定の入札書で、「売却区分番号ごと」に入札してください。入札価格を訂正した入札書は、無効となります。なお、一度提出した入札書の引換、変更及び取消はできません。
- 見積価格以上の入札者のうち最高価格の者が最高価申込者となり、同人に売却決定がなされます。なお、入札額が売却決定金額となります。
- 最高価格申込者が二人以上となった場合の追加入札については、「公売のしおり」に記載したとおり「11月14日」に行います。
- 追加入札後においても、最高価格の入札者が複数ある場合には、最高価格申込者の決定を「くじ引き」によって行います。
- 最高価申込者の入札価格に次ぐ高い価格（見積価格以上で、かつ、最高価入札価格から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込の催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
- 公売財産にかかる徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します
- 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときになります。
- 塩谷町は、買受人に対して公売財産の引き渡しを行いません。また、同財産の種類や品質に関する担保責任等を負いません。
- 土地の境界については、買受人が「隣接地所有者」と協議する必要があります。
- 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- 売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を塩谷町長に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、塩谷町役場税務課に用意してあります。